

改訂家庭医療専門研修プログラムに関する細則，新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門研修プログラムに関する細則の新旧対照表

改訂家庭医療専門研修プログラムに関する細則第9条

新家庭医療専門医制度に基づく家庭医療専門研修プログラムに関する細則第7条

(3) (2)の要件について常勤の認定指導医の配置が不可能な場合で認定指導医以外の上級医が在籍している場合は、プログラム責任者またはプログラム内の認定指導医による週に1回の直接対面または遠隔テレビ会議等による振り返りと3ヶ月に1回の研修先訪問などで研修の質を担保すれば可とする。

(4) (2)の要件について常勤の認定指導医の配置が不可能な場合で認定指導医以外の上級医も不在の場合は、(3)に加え、以下の項目について事前に審査し、プログラム運営・FD委員会による継続的なモニタリングを行うことを条件に認めることがある。①十分な専攻医の診療能力と相談体制を有していること。②(3)の指導体制が確保されていること。③休日の確保、代診制度など、労働衛生面での十分な配慮が行われていること。

(3) (2)の要件について医療過疎地域に位置した施設において常勤の認定指導医の配置が不可能な場合で認定指導医以外の上級医が在籍している場合は、プログラム責任者またはプログラム内の認定指導医による週に1回の直接対面または遠隔テレビ会議等による振り返りと3ヶ月に1回の研修先訪問などで研修の質を担保すれば可とする。

(4) (2)の要件について医療過疎地域に位置した施設において常勤の認定指導医の配置が不可能な場合で認定指導医以外の上級医も不在の場合は、(3)に加え、以下の項目について事前に審査し、プログラム運営・FD委員会による継続的なモニタリングを行うことを条件に認めることがある。①十分な専攻医の診療能力と相談体制を有していること。②(3)の指導体制が確保されていること。③休日の確保、代診制度など、労働衛生面での十分な配慮が行われていること。

(5) (3)、(4)の医療過疎地域に位置した施設とは、①総務省の「過疎関係市町村都道府県別分布図」にて過疎市町村や区域ないしはみなされる市町村や区域に位置する病院・診療所、②厚生労働省へき地医療対策等実施要綱で定義されるへき地診療所、③地域枠や自治医科大学の卒業生に対する医師派遣施策等に基づき、医師派遣が必要な施設であると各都道府県の医師派遣を担当する部署が判断し、その旨の文書が出せる施設のいずれかを指す。

改訂家庭医療専門研修プログラムに関する細則第9条

- (5) 内科研修においては、内科系の認定医または専門医資格を持ち、7年以上の臨床経験を有する内科医を指導医として1名以上
- (6) 小児科研修においては、小児科専門医等を指導医として1名以上
- (7) 救急科研修においては、救急科専門医あるいは救急に専従する医師を指導医として1名以上
- (8) その他の領域別研修においては、当該領域の専門医等を指導医として1名以上

- (6) 内科研修においては、内科系の認定医または専門医資格を持ち、7年以上の臨床経験を有する内科医を指導医として1名以上
- (7) 小児科研修においては、小児科専門医等を指導医として1名以上
- (8) 救急科研修においては、救急科専門医あるいは救急に専従する医師を指導医として1名以上
- (9) その他の領域別研修においては、当該領域の専門医等を指導医として1名以上